

上げます。本日の会議はこれで散会いたします。  
(午後四時八分教会)

○本日の出席者左の通り

- 議長 与儀 達敏君
- 議員 安谷屋周良君
- 照屋 善清君
- 宮城 寛雄君
- 仲里 嘉英君
- 星 克君
- 新里 銀三君
- 儀間 文彰君
- 大浜 国浩君
- 松井 義正君
- 喜友名正謙君
- 新垣 義常君
- 親里 嘉英君
- 大城 善英君
- 新里 善福君
- 長嶺 秋夫君
- 中村 三男君
- 大山 朝常君
- 平良 良松君
- 宮里 栄輝君
- 平良 幸市君
- 安里積千代君
- 仲宗根 敏君
- 下地 淳一君
- 中里 猛君
- 大湾喜三郎君
- 知念 朝功君
- 宮城 清吉君
- 下里 恵良君

発行所

行政主席官房文書課  
〔ひかり印刷所〕印刷

# 公報

号 外 一九五七年二月六日

## 第八回議会(定例)琉球立法院会議録第三十七号附録

諸般の報告 第二十三号

一九五六年八月二十九日(水曜日)

第一 決議案の撤回

さきに八月十一日付をもつて発議された決議案第八号「中部地区のオフリミット解禁についての要望決議案」は八月十三日付をもつて発議者全部から撤回されましたので報告します。

第二 請願陳情の処理経過報告

行政府において措置するを適当と認めて行政府に送付した請願陳情につき別冊のとおり処理経過報告書の送付があつたので報告します。

(別冊)

官総第六三七号

一九五六年八月二十五日

行政主席 比嘉 秀平

立法院議長 与儀達敏殿

請願の地理の経過の報告についで、

立法院法第六十二条により、一九五五年度中の請願の処理の経過を別紙のとおり報告いたします。

発送月日及び文書番号	請願及び陳情の件名	請願 及び 陳情者	処 理 概 況
1955. 3. 7 琉立調第 141 号	移民部落の集会所建築補助について	八重山竹富町字西表住吉部落代表 池 村 清 良	1955 年 9 月 23 日 施行 認 行、同 11 月 竣 工
1955. 3. 7 琉立調第 141 号	観光課設置要望について	沖縄観光協会々長 当 間 重 剛	課設置は見合せ、仮設置に決定、二名を増員発令し現在執務中
1955. 3. 7 琉立調第 141 号	観光事業を振興計画の中へ包含方について	沖縄観光協会々長 当 間 重 剛	56 年度より予算の執行により実現している。

育区及び」に改め、「及び高等学校連合区(以下「高校連合区」という。)

て、当該合併教育区の委員会の委員の定数とし、委員に欠員が生じ、又

「及び第三項に規定する」の下に「常勤の」を加える。

第九十条を第九十一条とし、同条中「第八十八条」を「第八十九条」に改

育区及びに改め、「及び高等学校連  
合区(以下「高校連合区」という。)

て、当該合併教育区の委員会の委員  
の定数とし、委員に欠員が生じ、又

「及び第三項に規定する」の下に「常  
勤の」を加える。

第九十条を第九十一条とし、同条中  
「第八十八条」を「第八十九条」に改

発送月日及び 文書番号	請願及び陳情の件名	請願及び陳情者	処 理 概 況
			<p>第三清徳丸に関し次のような消息を記載した中国大使館 発東京在米国大使館あての文書を添付してある覚え書を 民政長官から受理した。</p> <p>a. 米大使館から提供された情報に基づいて充分調査し たところ国民政府は国府海軍及びその所属船が該海 域において演習を行つたことなく従つて琉球漁船第 三清徳丸の乗組員を襲つたこともない。調査の結果 から更に国府海軍は先に述べられた船舶を保有して いないことが明らかになっている。</p> <p>b. 然しながら福建省或いは浙江省に基地を有する中 共軍のモーターボートは同特殊海域で演習し得ると いう事実からして米琉と中国との親善関係を攪乱す る目的で共産党員により攻撃を加え得ることは可能 である。</p> <p>その後の状況については何等の通報もないので本年4月 5日の局長会議にも問題として取上げ6月末頃再び照会 すべく準備を進めている。行方不明者の家族の救護につ いては次のとおりである。</p> <p>イ、第三清徳丸船長金城二郎の家族 1955年6月1日生活保護開始、1956年1月1日同停 止、長男正彦(19才)が印刷工、長女信子(21才) が軍タイピストとして稼働し、その妻ツル(48才) も稼働可能で幾何かの収入もあり、これらの収入を もつて最低限度の生活基準を廻つていと認定され たので救護を停止している。なお救護していた当時 の保証金額は月1,956円であつた。</p> <p>ロ、機関長当間正徳の家族 当間正徳は第三清徳丸船主当間正楠の次男で父と同 居し、家族は最低限度以上の生活を維持し得る資産 と能力があり、生活保護法の適用該当事者でない。又 生活保護法による保護の申請をする意思はなく申請 もしていない。</p> <p>ハ、水夫伊野波一夫の家族 1955年7月25日医療扶助の手續をとつている。医療 金額は7月-725円、8月-725円、計1,550円受け ている。その他の生活扶助は家、屋敷、財産等があ つて、生活保護法による扶助を必要としない。</p>
1955. 11. 1 琉立調第 1,098号	環境の浄化と民心安定 のため政府の徹底的対 策について	沖縄教職員会婦人部 部長 小橋川カナ	<p>1. S子ちゃん事件の加害者パーカー一等兵が重刑(終 身刑)となつたが、この事件について軍上層部におい ても相当問題化し、再びこの種非人道的犯罪が惹起し ないよう(1)部隊内外の補強(2)外出の時間の制限(3)衛 兵の強化(4)MP・AP、パトロールの強化(5)各部隊毎 の巡察の実施等の防犯対策を慎重決議しているので、 この種事件が不幸にして発生した場合は、これ以上の 重刑を科せられることは当然のこと、思料される。</p> <p>2. 部隊近郷の警察パトロール、MP、APパトロールの 強化、警察官の増員、外勤巡察の三部制実施等計画樹 立しており、第一線警察力の強化と共に自警団の設置 促進等防犯対策の万全を期しているが、軍においても 軍司令官から各部隊長へ、各部隊長の夜間警邏の実施 強化をなさしめている。</p>

発送月日及び 文書番号	請願及び陳情の件名	請願及び陳情者	処 理 概 況
1955. 10. 27 琉立調第 1,077号	保健衛生設備の強化に ついて	八重山西表区長 上原直成 外24名	<p>1、西表出張所の支所昇格については検討中であるが、 これが実施には相当の予算を伴うので総合的見地から 当分の間は支所の性格を与えて事業の能率化をはかり たい。</p> <p>2、現在ある建物は主として公看詰所として建てたので あるが、衛生官の出張所もあり、マラリア対策のため の採血、投薬或いは指導のできるように設置してある ので、これが充分なる活用をなし要望の本格的建物に ついては支所設置の際実現させる計画である。</p> <p>3、巡回船建造については西表島の現状に照し、その必 要性は充分認めるが、支所設置に伴い保健所事業が拡 大されたときは当然とりあげられなければならないと 思料する。さしあたり現在ののくり舟の活用が先決と考 えるので本年度予算でエンジンを購入して整備をはか る計画である。</p>
1955. 10. 27 琉立調第 1,077号	分院(診療所)の設置 について	兼城村長 大城英早 外1名	糸満地区医師会において兼城村における分院開設に反対 しているので当分保留する旨回答した。
1955. 10. 27 琉立調第 1,077号	諸要請事項の早期実現 について	沖縄教職員会長 屋良朝苗	<p>1、俸給の基準は一律であつて女教師の待遇に差はない 2、事務職員の配置は出来るだけその実現を期したいと 努力している。</p> <p>3、現在義務教育の強化に重点をおいて、幼稚園の 育成について研究中である。</p>
1955. 10. 22 琉立調第 1,061号	教職員の待遇改善に関 する諸要請事項の実現 方について	沖縄教職員会会長 代理 新里清篤	教職員はその職務の性質上給与の2号差優遇の措置は適 正であると考え、現在着々とその線で給与を引き上げる べく努力している。
1955. 10. 22 琉立調第 1,061号	琉球人の海外産業開発 従事に関する陳情	那覇市5区20組15号 元インドネシア駐在 キリスト教宣教師 宮平秀昌	<p>1955年8月22日付民政官あて進達。 1955年10月6日付民政府から回答。 1955年10月13日付陳情者あてに民政府回答文書を送付 した。民政府回答要旨 インドネシア政府は日本人と琉球人をはつきり区別して いるので宮平氏は適当な旅行書類を給付されるだろうこ と、並びにそれによつて同氏は過去におけると同様イン ドネシアに駐在する米領事館の保護及び文書の発給を受 ける資格を有することになるだろう。</p>
1955. 11. 1 琉立調第 1,098号	第三清徳丸の人的、物的 損害に対する賠償方 について	佐敷村馬天区4班 当真正楠 外3名	<p>第三清徳丸及び第一第一清徳丸事件のことについては民 政府に対し善処方を1955年6月8日付文書で依頼してあ る。なお第4項の行方不明者の家族に対する応急的な生 活援護については当政府において調査中である旨1955年 6月9日付文書で関係者あて回答済。なお本件に関し民 政府から1955年6月16日付答書で次のような回答があ つた。</p> <p>この事件に関するすべての資料をまとめて民政長官あ てに送付するとともに適当な外交機関を通じて本件を 取り上げその責任を明らかにし行方不明の漁師の行方 を追求し、第三清徳丸の乗組員及び行方不明者の家族 のこうむつた損害について正な適る補償を要求し犯人 を罰し今後かかる事件が再びおこらないよう保証せし めるよう要請した。</p> <p>この問題は当政府の権限の及ばない事件で国際問題をして 外交機関を通じなければならぬので総ての証拠を民 政府の保安部に提供し、米国の外交機関を通じての解決 を要請するため1956年6月6日その後の捜査の経過及び 事件の見透しについて照会した文書に対しては1956年 1月4日副長官から要旨次のような回答があつた。</p>

1955. 11. 1  
疏立調第 1,098号

第三清徳丸の人的、物的損害に対する賠償方  
について

佐敷村馬天区 4班  
当 真 正 傭  
外3名

第三清徳丸及び第一第一清徳丸事件のことについては民政府に対し善処方を1955年6月8日付文書で依頼してある。なお第4項の行方不明者の家族に対する応急的な生活援護については当政府において調査中である旨1955年6月9日付文書で関係者あて回答済。なお本件に関し民政府から1955年6月16日付答書で次のような回答があつた。

この事件に関するすべての資料をまとめて民政長官あてに送付するとともに適当な外交機関を通じて本件を取り上げその責任を明らかにし行方不明の漁師の行方を追求し、第三清徳丸の乗組員及び行方不明者の家族のこうむつた損害について正な適る補償を要求し犯人を罰し今後かかる事件が再びおこらないよう保証せしめるよう要請した。

この問題は当政府の権限の及ばない事件で国際問題をして外交機関を通じなければならぬので総ての証拠を民政府の保安部に提供し、米国の外交機関を通じての解決を要請するため1956年6月6日その後の捜査の経過及び事件の見透しについて照会した文書に対しては1956年1月4日副長官から要旨次のような回答があつた。